

34.執行部の反問権

【34-1】執行部の反問権の規定状況（平成23年12月31日現在、809市）

	執行部の反問権 を条例や規則など で認めている
5万未満 (254市)	47市 18.5%
5～10万未満 (265市)	49市 18.5%
10～20万未満 (162市)	29市 17.9%
20～30万未満 (45市)	7市 15.6%
30～40万未満 (28市)	7市 25.0%
40～50万未満 (21市)	5市 23.8%
50万以上 (15市)	1市 6.7%
指定都市 (19市)	1市 5.3%
全市 (809市)	146市 18.0%

【34-2】執行部の反問権の行使（平成23年12月31日現在、809市）

	執行部が反問権 を行使した
5万未満 (254市)	22市 8.7%
5～10万未満 (265市)	18市 6.8%
10～20万未満 (162市)	10市 6.2%
20～30万未満 (45市)	4市 8.9%
30～40万未満 (28市)	4市 14.3%
40～50万未満 (21市)	2市 9.5%
50万以上 (15市)	1市 6.7%
指定都市 (19市)	1市 5.3%
全市 (809市)	62市 7.7%